

令和4年4月14日

2022年所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。厚生労働省が定める基準に基づき、今年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【対象となる所定の疾患】

1. 肺炎
2. 尿路感染症
3. 帯状疱疹
4. 蜂窩織炎

上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理費として投薬、検査、注射処置などが行われる場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定をします。（所定疾患施設療養費Ⅰ）
診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載します。

【疾患別の主な治療内容】

*肺炎

聴診・血液検査・胸写・抗生剤の点滴注射・内服・水分補給（点滴・経口補水）
喀痰吸引等診察結果に基づいた必要な治療

*尿路感染症

尿検査・血液検査・抗生剤の点滴注射・内服・水分補給（点滴・経口補水）等診察結果に基づいた必要な治療

*帯状疱疹

抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

*蜂窩織炎

抗菌薬による薬物療法

2022年算定状況

算定月	肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	計
1月人数	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0
2月人数	1	0	0	2	3
日数	4	0	0	14	18
3月人数	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0
4月人数					
日数					
5月人数					
日数					

老人保健施設サンライフ田原本